限定承認公告

本籍福岡市早良区原三丁目五番、最後の住所
福岡市早良区原三丁目五番二二号
被相続人　亡　山口　茂

右被相続人は平成二十二年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十一日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月八日

福岡市早良区原三丁目五番二二号
相続財産管理人　山口めぐみ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十三年八月十二日を効力発生日として、優先資本金の額金四十六億四千百五十万円を金四十五億三千三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数四百六十四万千五百口（第一号優先出資二百三十六万七千百六十五口、第二号優先出資二百二十七万四千三百三十五口）を一口に対して金一千円をもって四百五十三万三百四十口（第一号優先出資二百三十一万四百七十三口、第二号優先出資二百二十一万九千八百六十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金一億一千百十六万円であり、優先出資の消却に要する金額は金一億一千百十六万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月二十八日

掲載頁　一一一頁（号外第三十九号）

平成二十三年七月八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ１
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十三年八月十二日を効力発生日として、優先資本金の額金三十七億九百五十万円を金三十六億二千六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百七十万九千五百口（第一号優先出資百八十九万千八百四十五口、第二号優先出資百八十一万七千六百五十五口）を一口に対して金一千円をもって三百六十二万六百六十口（第一号優先出資百八十四万六千五百三十七口、第二号優先出資百七十七万四千百二十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金八千八百八十四万円であり、優先出資の消却に要する金額は金八千八百八十四万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月二十八日

掲載頁　一一一頁（号外第三十九号）

平成二十三年七月八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ２
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千万円（但し、第一回A号優先出資について二千万円、B号優先出資について二千万円）減少して二十三億五千百十五万円とし、発行済優先出資総口数四万七千八百二十三口を一口に対して金五万円をもって四万七千二十三口に有償消却することにいたしました。

消却する優先出資の口数は八百口（但し、第一回A号優先出資について四百口、B号優先出資について四百口）、消却の方法は任意有償消却とし、消却に要する額は四千万円です。

効力発生日は平成二十三年八月十日であり、臨時社員総会の決議は平成二十三年七月十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000069/05e/

平成二十三年七月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ダイワ新山下特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四千万円減少して二十三億五千百十五万円とし、発行済第一回A号優先出資総口数一万三千二百九十口を一口に対して金五万円をもって一万二千八百九十口に有償消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月十日までに当社にご提出ください。

平成二十三年七月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ダイワ新山下特定目的会社
取締役　松澤　和浩

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年六月二十九日開催の通常総会において、出資一口の金額を五〇〇円から二六七円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、森林組合法第六十六条第二項の規定により公告します。

平成二十三年七月八日

広島県世羅郡世羅町大字西上原一三七番地の一　世羅郡森林組合
代表理事組合長　福原　正春

事業譲渡公告

当組合は、平成二十三年六月二十五日開催の通常総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことの決議を致しましたから、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十三年七月八日

愛媛県南宇和郡愛南町鯛越一六六番地三
愛南漁業協同組合
代表理事組合長　向田　信義

訂正公告

平成二十三年五月二十三日（号外第一〇四号）掲載の富士旅行株式会社に係る旅行業者営業保証金取戻し公告中、④の所在地「埼玉県三郷市彦成一688―4」とあるは「埼玉県三郷市小堤626―1」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月八日

埼玉県川越市小堤六二六―一
富士旅行株式会社
代表取締役　矢澤　瑞珠

訂正公告

平成二十三年六月二十七日（号外第一三六号）掲載の東海美装興業株式会社に係る第四十九期決算公告（枠組）中、住所「静岡県浜松市田町324―3」とあるは「静岡県浜松市中区田町324―3」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月八日

扱　店

訂正公告

平成二十三年六月三十日（号外第一四三号）掲載の第三十六期決算公告（枠組）中、住所「横浜市西区みなとみらい二丁目6番1号」とあるは「横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月八日

横浜市西区みなとみらい三丁目六番一号
オリックス・レンテック株式会社
取締役社長　太田　敏晶

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三		一〇（終りから）	防府市岩鼻	防府市岩畠

平成二十三年七月一日（号外第百四十五号）外務省告示第二百三十号（日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生に関する件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五八八	下	四	ニューデーリー	東京

平成二十三年六月十五日四国地方整備局告示第五十八号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
六三	一	一〇（終りから）九	徳島県内に	徳島県内に

平成二十三年六月三十日（号外第百四十三号）掲載の国土交通省に係る基本測量関係事項公告中（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二四	下	二（終りから）	燕取市、	燕取町、

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月八日付第一五一号一六ページ
◉付録　六月官報目録二四ページ

○ページ●同日付政府調達第一二七号四○ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）